

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート No.2

共働き世帯における社会給付、負担を考慮した所得の逆転

Report

磯 龍
天達 泰章

September 2021

内閣官房兼内閣府
規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム
Team of the Minister for Regulatory and Administrative Reform
Cabinet Secretariat and Cabinet Office
Tokyo, Japan

レポートは、すべて著者個人の責任で執筆されており、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの見解を示すものではありません。

共働き世帯における社会給付、負担を考慮した所得の逆転[†]

(レポート)

2021 年 9 月

内閣官房兼内閣府

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

磯 龍、天達 泰章

【要 旨】

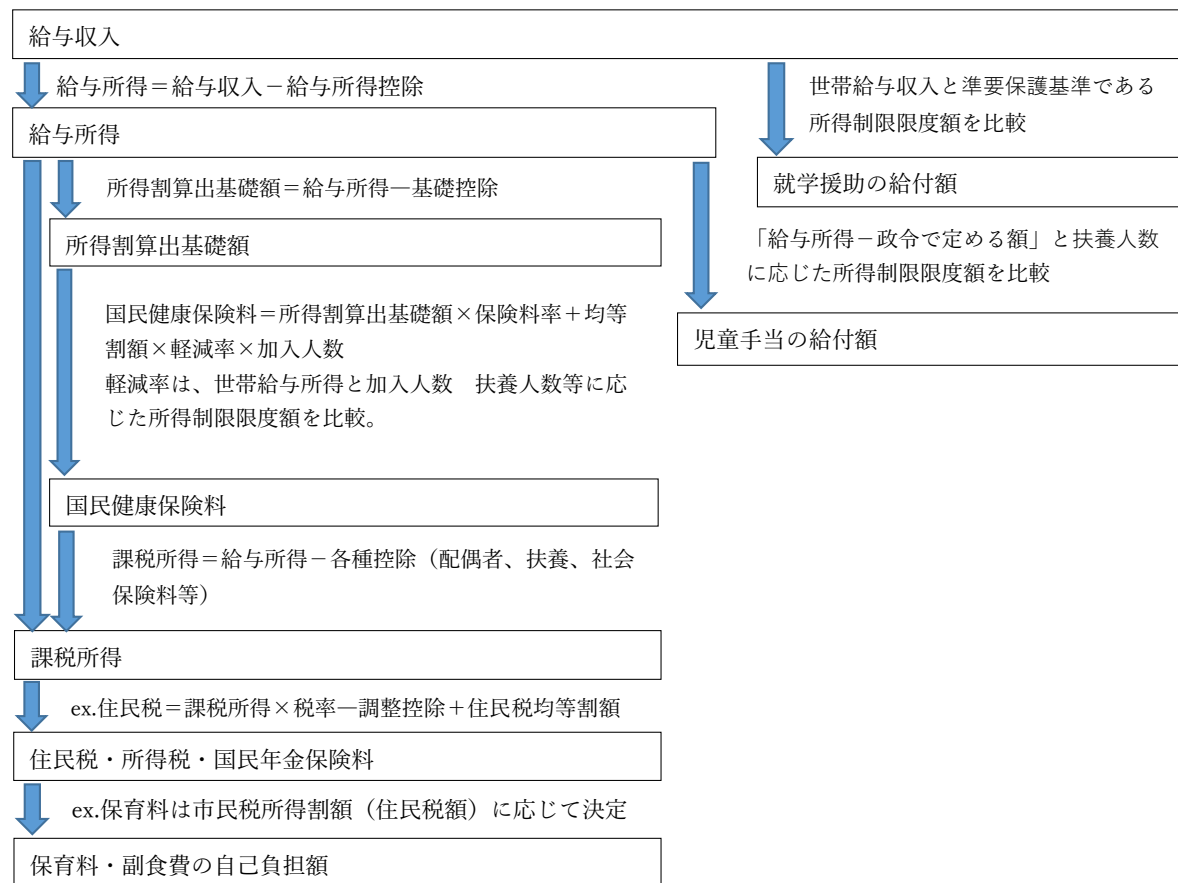
収入や税、保険料、児童手当等の社会給付を考慮した共働き世帯における可処分所得を算出し、可処分所得の分布で逆転現象が生じていないかを検証した。共働き世帯(親二人<共働き>、子二人)では、児童手当の所得制限により給付額が減少することから、夫年収が約 918 万円と約 960 万円を境に可処分所得の逆転が生じている可能性があることが分かった。加えて、就学援助の所得制限により給付額が減少することから、世帯年収約 442 万円を境に可処分所得の逆転が生じている可能性があることも分かった。更に、子育て共働き世帯(親二人<共働き>、子二人<2 歳児、4 歳児>)では、保育料の所得制限により自己負担額が増加することから、複数の所得制限の限度額(全部給付、一部給付、給付停止)において、可処分所得の逆転が生じている可能性があることが分かった。また、年収によっては、複数制度の給付額や自己負担額、保険料が所得制限によって同時に変化することで、可処分所得の逆転が大きくなる可能性があることも解明した。

[†] 本稿の作成に当たっては、吉中孝氏(内閣府)から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿で示されている意見およびあり得べき誤りはすべて筆者らに属し、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの公式見解を示すものではない。

1. はじめに

収入や税、社会保険料、児童手当等の社会給付を考慮した可処分所得の分布はどうなっているのか。社会給付は所得制限の限度額が複数設定され、年収に応じて全額給付、一部給付、給付停止となることや、その所得制限の限度額も、配偶者の年収に応じた扶養人数の変化や、年収に応じた税、保険料の変化などを考慮しなければならず、複雑である。図表 1 は、社会給付の所得制限の限度額を算出する際の収入、所得、税、保険料等の関係を簡便に示している。その結果、社会給付の制度が多数あることもあって、社会給付を考慮した可処分所得の分析は、必ずしもなされていない。

図表 1: 社会給付の算出フローの例



規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート No.1「政府による社会給付に関わる所得制限の横断的整理と課題:子育て、教育、住宅、就労、生活保護、医療、介護、年金、母子家庭、障害者への給付」(天達泰章・磯龍著、2021)では、親二人(専業主婦である配偶者)と子二人(中学生、小学生)で構成される一般世帯の可処分所得を分析し、大学無償化等の社会給付で給付額が大きいことから可処分所得の逆転が生じることを示した。また、親二人(共働き)と子二人(2歳児と4歳児)で構成される子育て共働き世帯について、低所得者を中心に分析し、妻年収 100 万円超で住民税非課税世帯から住民税課税世帯

に変わること、保育料の自己負担額が発生することを示し、「住民税非課税世帯の壁」と称した。

しかし、天達・磯(2021)は、共働き世帯の可処分所得について、妻年収に応じて配偶者控除から外れることや住民税非課税世帯から住民税課税世帯に変わること、税、保険料、社会給付の額が変化することなどを考慮した算出が複雑化するため、低所得者だけでなく、中所得者、高所得者も含めた全収入における分析を今後の課題とした。

この課題を踏まえて、本稿は、共働き世帯(親二人<共働き>、子二人)について、収入、税、社会保険料、社会給付を考慮した可処分所得を、夫年収と妻年収が各々0万円から1500万円の範囲で10万円区切りの組み合わせ($150 \times 150 \times 2 = 4.5$ 万点)で算出した¹。その上で、年収によって可処分所得の逆転が生じていないかを分析する。

2. 一般共働き世帯の可処分所得

2-1. 算出の前提

一般共働き世帯の可処分所得を以下のような前提に基づいて算出した(令和3年の制度)。

(1) 親二人(40歳共働き)、子二人(中学3年生と小学6年生)で構成される四人世帯を一般共働き世帯とする。

(2) 社会給付は、児童手当と就学援助を考慮する。

可処分所得 = 収入 - 所得税 - 住民税 - 国民年金保険料 - 国民健康保険料 + 児童手当 + 就学援助

(3) 給与所得額は、収入から給与所得控除額を引いたものとする²。

(4) 住民税率は、地方公共団体によって異なることから、標準税率(都道府県民税4%、市民税6%)を採用する³。

(5) 国民健康保険料の保険料率等は、地方公共団体によって異なることから、東京23区の場合を参考に採用する⁴。

¹ 2017年就業構造基本調査によると、夫婦とも有業で子供2人以上の世帯は全国で56.9万世帯あるとされる。

² 収入は、給与所得以外に、利子所得や配当所得、不動産所得、事業所得等があるが、本稿では取り扱わない。

³ 住民税率は標準税率として都道府県民税4%、市町村民税6%(指定都市にあっては都道府県民税2%、市町村民税8%)が示されている。

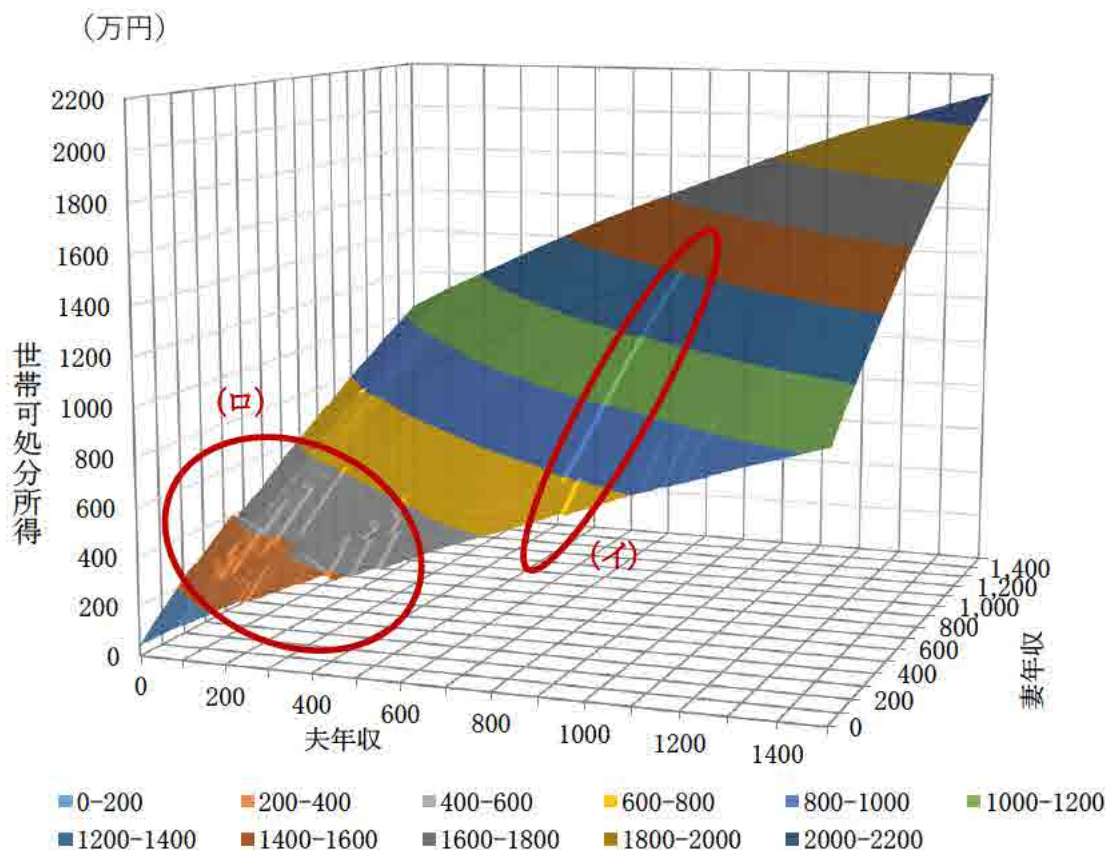
⁴ 国民健康保険料の東京23区の保険料率等を参考にして、以下のとおり設定する。

基礎課税分			後期支援分			介護分		
保険料率		賦課 限度額	保険料率		賦課 限度額	保険料率		賦課 限度額
均等割	所得割		均等割	所得割		均等割	所得割	
38,800 円	7.13%	63 万円	13,200 円	2.41%	19 万円	17,000 円	2.1%	17 万円

(6) 就学援助における所得制限の限度額である「準要保世帯の年収の基準(準要保護基準)」を「要保護世帯の年収の基準(要保護基準または生活保護基準、339.8 万円)×1.3 倍」とする⁵。就学援助の給付額は、那須塩原市における就学援助費の最大額を用いて小学 6 年生で 9.6 万円、中学 3 年生で 16.1 万円とする。

図表 2 は、横軸が夫年収、奥行軸が妻年収、縦軸が世帯可処分所得を示し、等高線で表現されている。図で右奥に行くほど、夫年収と妻年収が増加し、世帯可処分所得も増加する。なお、以下の分析では、夫年収が妻年収よりも高く、夫が家族を扶養し、夫が国民健康保険料と国民年金保険料を支払っているケースについてのみ言及する。

図表 2：一般共働き世帯の可処分所得



基礎課税分と後期支援分は、国民健康保険加入社者の全員が対象となる。介護分は、40 歳以上の国民健康保険加入者が対象となる。

⁵ 就学援助における所得制限の限度額は、地方公共団体が定める準要保護世帯の年収の基準(準要保護基準)による。一般的には、準要保護基準は「要保護世帯の年収の基準(要保護基準<生活保護基準>)×1.3 倍」としているが、1.2 倍を採用している地方公共団体もある。また、要保護世帯の年収の基準は生活保護法による級地や世帯状況により変わるため、本稿では東京 23 区等の 1 級地 1 の基準を採用した。

2-2.児童手当による影響

図表2の(イ)は、夫年収が900万円代において、児童手当の所得制限によって給付額が減少することから、可処分所得の逆転が生じることを示している。

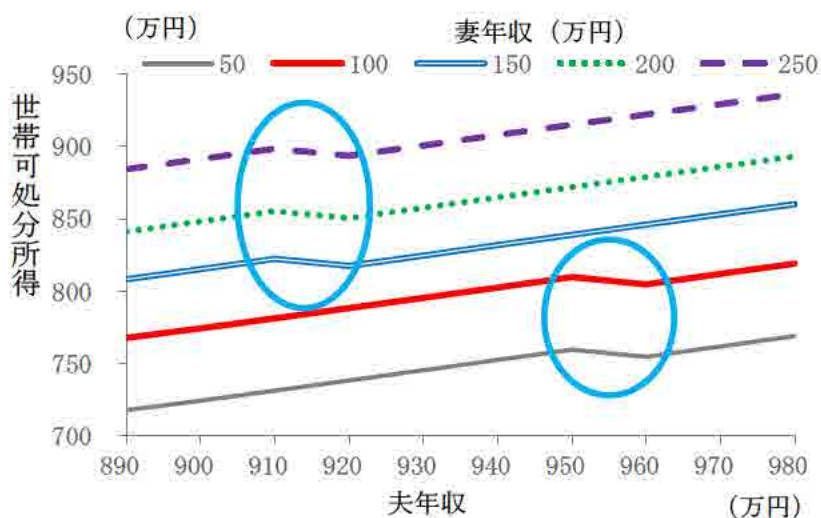
児童手当は、中学生以下の子供を養育する者に給付される。児童手当の給付額は、一般世帯(親二人<専業主婦である配偶者>、子二人<中学生、小学生>)による個人年収が960万円を境に、一人当たりの給付額が年間12万円(本則給付月1万円)から年間6万円(特例給付月5千円)に減少する。

妻年収が0～103万円の場合には、夫年収960万円を境に児童手当は二人分24万円から12万円に減少する。これを図表3で見れば、妻年収が50万円、100万円の場合に、夫年収が950万円から960万円に高くなると、世帯可処分所得が5万円程度減少することを示す。

また、妻年収が103万円超の場合には、妻が同一生計配偶者でなくなるため、扶養人数が減ることによって、児童手当における所得制限の限度額は夫年収約918万円まで低くなる⁶。これを図表3で見れば、夫年収が910万円から920万円に高くなると世帯可処分所得は5万円程度減少することを示す。

すなわち、児童手当の所得制限による壁が生じている。図表2では(イ)のように縦方向に壁が現れる。

図表3：一般共働き世帯の可処分所得（イ）



2-3.就学援助による影響

図表4の(ハ)は、就学援助の所得制限によって給付額が減少することから、可処分所得の逆転が生じることを示す。就学援助は経済的な理由で小中学校への就学が困難な家庭

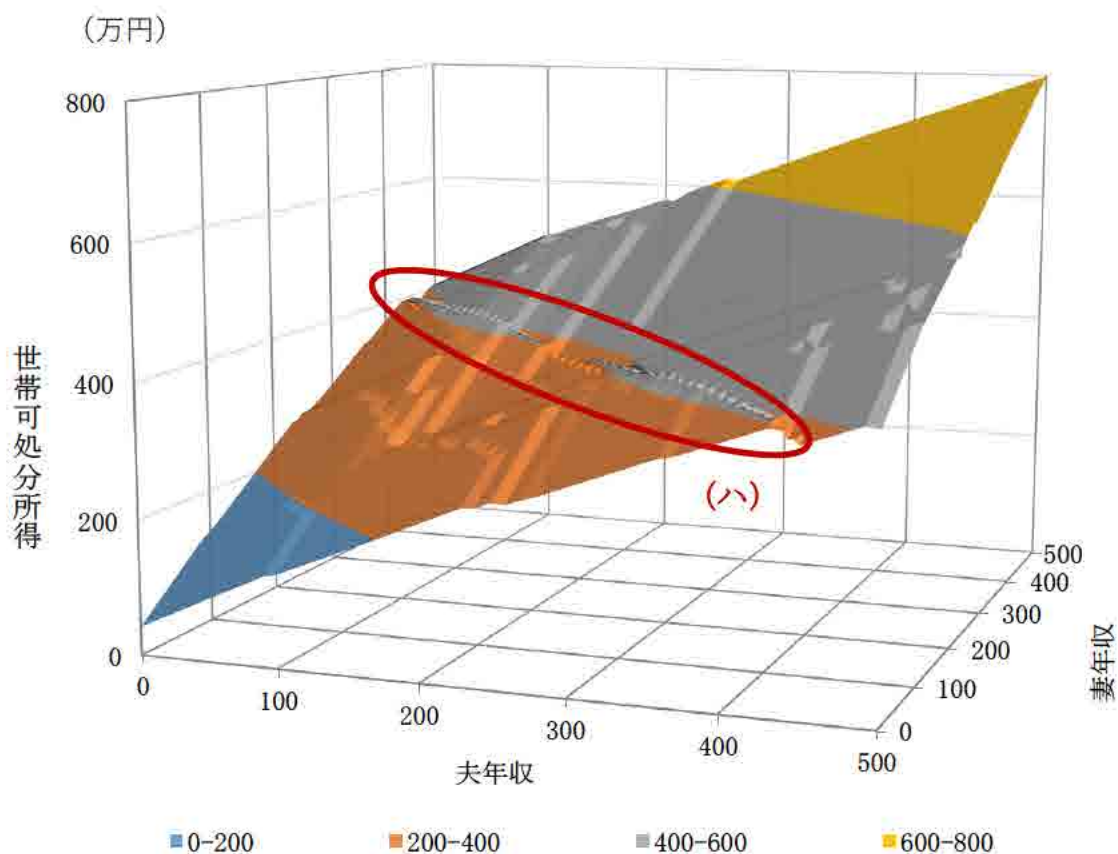
⁶ 児童手当における所得制限の限度額は「扶養親族等及び児童がないときは、622万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円(中略)を加算した額」である。扶養3人は所得ベースで736万円(収入ベースで約960万円)である一方、扶養2人は所得ベースで698万円(収入ベースで約918万円)である。

に費用の一部を給付する制度である。世帯年収約 442 万円を境に、就学援助の給付額が無くなる。就学援助における所得制限の限度額は「要保護基準(生活保護基準、約 340 万円)×1.3 倍＝準要保護基準(世帯年収約 442 万円)」とされている。

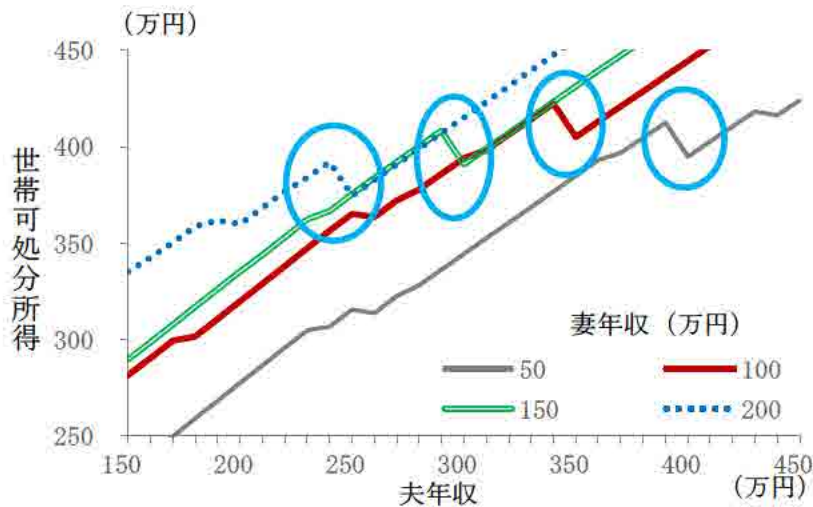
図表 5 で見れば、例えば、妻年収 50 万円の場合、夫年収が 390 万円から 400 万円に(世帯年収 440 万円から 450 万円)高くなると、世帯可処分所得は 18 万円程度減少している。同様に、妻年収 100 万円の場合、夫年収が 340 万円から 350 万円(世帯年収 440 万円から 450 万円)に高くなると、世帯可処分所得が 18 万円程度減少している。

すなわち、就学援助の所得制限による壁が生じている。就学援助の所得制限は設定単位が個人ではなく世帯であることから、児童手当や後述する国民年金保険料免除と異なっており、図表 4 では(ハ)のように斜め方向に壁が現れる。

図表 4：一般共働き世帯の可処分所得（口）



図表 5：一般共働き世帯の可処分所得（口）



2-4. 国民年金保険料免除による影響

国民年金保険料は通常の一般共働き世帯で年間約 40 万円である⁷。ただし、低所得者対策のため、夫年収、妻年収に応じて保険料の全額免除、3/4 免除、半額免除、1/4 免除が設定されている⁸。所得制限の限度額の計算方法はやや複雑である。簡単に述べると、国民年金保険料免除の所得制限は個人単位で設定されているが、世帯の全員が各所得制限の限度額を満たす必要があることによって、夫年収と妻年収の各々で判定している。

例えば、妻年収が 0～100 万円の場合に言及すれば、夫年収 260 万円程度を境に保険料が全額免除（保険料年間 0 円）から 3/4 免除（保険料年間約 10 万円）、夫年収 440 万円程度を境に 3/4 免除から半額免除（保険料年間約 20 万円）、夫年収 500 万円を境に半額免除から 1/4 免除（保険料年間約 30 万円）、夫年収 560 万円程度を境に免除なし（保険料年間約 40 万円）になる。これらにおいて、世帯可処分所得は 2～3 万円程度の減少になる。

反対に、夫年収が 130～200 万円の場合に、妻年収が 130 万円程度を境に全額免除から 3/4 免除、夫年収が 150～420 万円の場合に、妻年収が 150 万円程度を境に 3/4 免除から半額免除、夫年収が 200～450 万円の場合に、妻年収が 200 万円程度を境に半額免除から 1/4 免除、夫年収が 260～500 万円の場合に、妻年収が 260 万円程度を境に 1/4 免除から免除無しとなる。これらにおいて、世帯可処分所得は 2～3 万円程度減少する。

こうしたことから、妻年収によらず世帯可処分所得が減少する部分と、夫年収によらず世帯可処分所得が減少する部分が存在し、図表 4 において、かぎ型の「壁」が生じる。このように国民年金保険料免除による壁が生じている可能性がある。

⁷ 一般共働き世帯の国民年金保険料は、月 16,610 円×12 カ月×2 人である。

⁸ 国民年金保険料の支払いが免除された場合で追納を行わない場合は、将来受け取る年金額は満額とにならない。

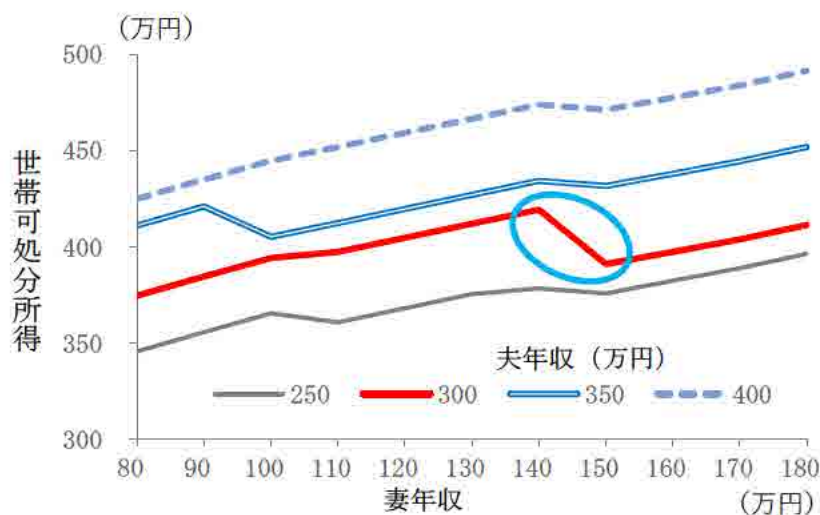
なお、国民健康保険料免除については、本稿の一般共働き世帯では所得制限による免除額の変化が年間 5~7 万円と少額であることから、世帯可処分所得の逆転は見られなかった。

2-5. 一般共働き世帯における複数制度による課題

制度毎に発生する可処分所得の逆転に加えて、複数制度の給付額や自己負担額、保険料の変化が同年収で生じることで可処分所得の逆転が大きくなることがある。

具体的には、図表 6 で、夫年収 300 万円においては、妻年収が 140 万円から 150 万円に高くなると、世帯可処分所得が約 28 万円も減少する。これは、世帯年収が増えることで就学援助の所得制限により給付額約 26 万円が 0 円に減少し、加えて、妻年収により国民年金保険料の 3/4 免除(世帯保険料額 10 万円)が半額免除(同 20 万円)になることで負担額が増加するためである。その結果、合計約 36 万円の差が生じる。

図表 6：一般共働き世帯の複数制度による課題



同様に、就学援助と国民年金保険料免除によって世帯可処分所得の逆転が発生する組み合わせとして、夫年収 250 万円で妻年収が 190 万円から 200 万円に高くなる場合、妻年収が 10 万円で夫年収が 430 万円から 440 万円に高くなる場合がある。いずれも 28~29 万円程度の世帯可処分所得の逆転が生じている。

3. 子育て(保育)共働き世帯の可処分所得

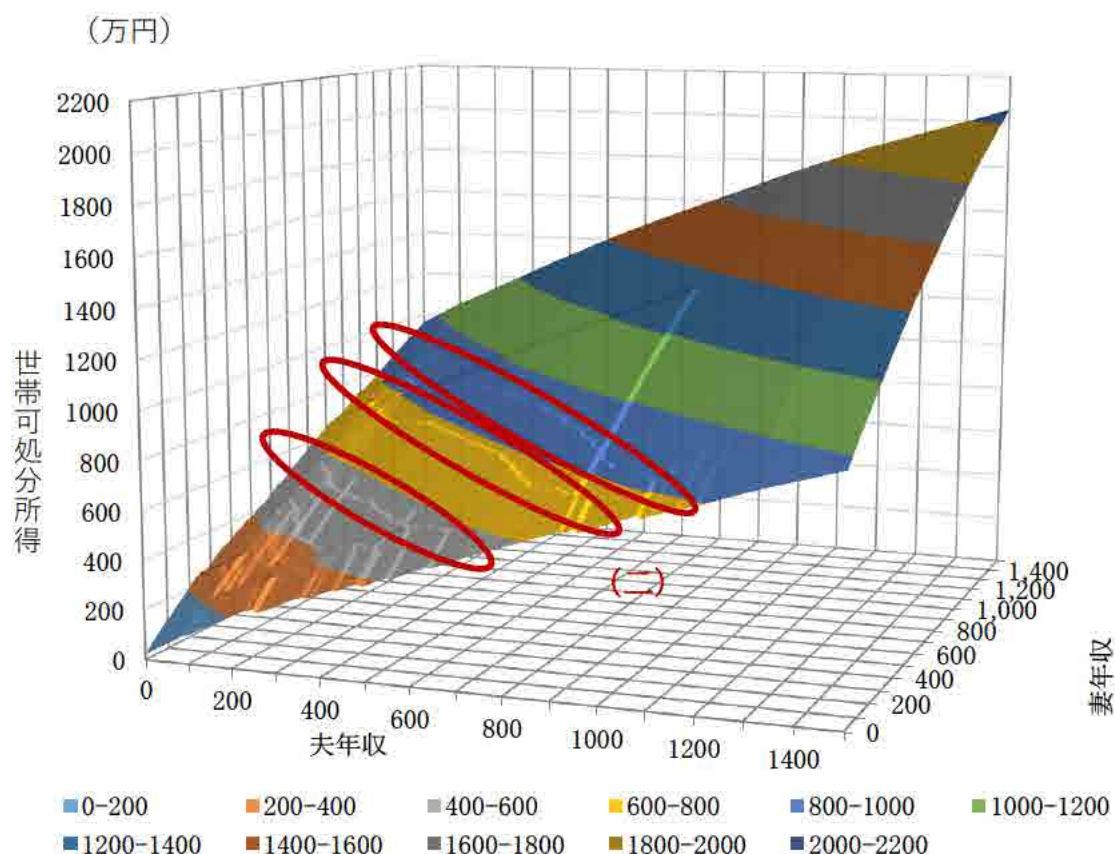
3-1. 算出の前提

子育て共働き世帯の世帯可処分所得の試算は以下のような前提に基づき分析する。なお、2. で説明した前提は同じである。

- (1) 親二人(40歳共働き)、子二人(保育園に通う4歳児と2歳児)で構成される四人世帯を子育て共働き世帯とする。
- (2) 社会給付は児童手当に加えて、保育料と副食費を考慮する。
可処分所得＝収入－所得税－住民税－国民年金保険料－国民健康保険料＋児童手当－保育料－副食費
- (3) 児童手当は、子が3歳までは月1.5万円。
- (4) 保育料は、4歳児が無料、2歳児は第1子基準の半額の自己負担として算出⁹。
- (5) 副食費は、4歳児が4,500円/月の自己負担として算出¹⁰。

図表7は、横軸が夫年収、奥行軸が妻年収、縦軸が世帯可処分所得を示す。児童手当と国民年金保険料における壁は、一般共働き世帯と同様である。

図表7：子育て共働き世帯の可処分所得



⁹ 保育料は、3歳以上が無償である。0～2歳で、第1子が所得に応じた自己負担、第2子が第1子の基準の半額を自己負担する。また、保育料は地方公共団体によって世帯における市町村民税所得割額により階層と自己負担が決定される。本稿では、国の示す最大の額を用いた。

¹⁰ 副食費は、国の示す額を用いた。

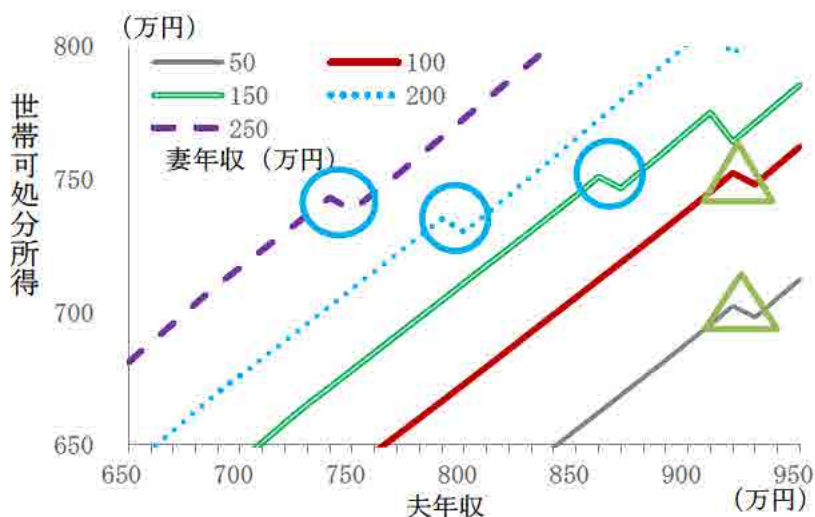
3-2. 保育料による影響

図表 7 の(二)について、保育料の所得制限によって自己負担額が増加することから、可処分所得の逆転が生じることを示す。保育料は 0～2 歳の保育に係る費用を給付し、世帯収入に応じて決定される住民税額から、自己負担額が決定される。

図表 8 で見れば、例えば、妻年収 150 万円の場合、夫年収 860 万円から夫年収 870 万円(世帯年収 1,010 万円から 1,020 万円)に高くなると、世帯可処分所得は 4 万円程度減少している。同様に、妻年収 200 万円の場合、夫年収 790 万円から夫年収 800 万円(世帯年収 990 万円から 1,000 万円)に高くなると、世帯可処分所得は 5 万円程度減少している。

すなわち、保育料による壁が生じている。所得制限は世帯単位で設定され、市民税所得割額に応じて所得制限の限度額が決定されていることから、就学援助と同様に、図表 7 で(二)のように主に斜めに壁が生じる。

図表 8：子育て共働き世帯の可処分所得（二）



やや仔細に見れば、妻年収が 0～100 万円の場合、妻が非課税であることから、夫年収に応じた市民税所得割額によってのみ保育料における所得制限の限度額が決定される。そのため、妻年収 0～100 万円の場合、夫年収 260 万円程度を境に年間約 12 万円の保育料が生じ、世帯可処分所得は 13～20 万円程度減少する(後述)。また、夫年収 490 万円程度で年間約 27 万円の保育料に増加、夫年収 650 万円程度で年間約 37 万円の保育料に増加、夫年収 930 万円程度で年間約 48 万円の保育料に増加、夫年収 1,090 万円程度で年間約 62 万円の保育料に増加することで、各々の夫年収で世帯可処分所得が約 1～8 万円程度減少する¹¹。

¹¹ 保育料の所得制限について、夫年収 370 万円程度でも年間約 18 万円に増加するが、変化幅が小さいことから、可処分所得の逆転は生じない。

図表 8 では、妻年収 50 万円と妻年収 100 万円のどちらにおいても、夫年収が 920 万円から 930 万円に高くなると、世帯可処分所得は 4 万円程度減少することを示している。

また、妻年収が 100 万円から 110 万円に高くなる場合、夫年収が 110～250 万円において、妻年収が 100 万円超で課税対象となって住民税非課税世帯から住民税課税世帯に変わることによって年間約 12 万円の保育料が生じ、世帯可処分所得は 5～16 万円程度減少する。これは、天達・磯(2021)で指摘した「住民税非課税世帯の壁」である。実際に図表 7 において妻年収 110 万円で横に壁が生じている。

なお、副食費免除(3 歳以上の保育児において給食費のうちおかずとおやつの費用を給付。自己負担額 0 円)については、本稿の子育て共働き世帯では給付額が年間 5.4 万円と少額であることから、世帯可処分所得の逆転が見られなかった。

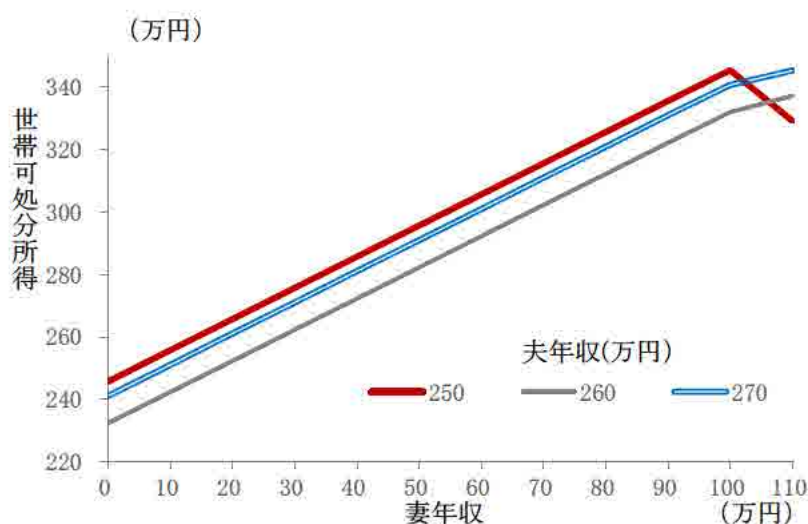
3-3. 子育て共働き世帯における複数制度による課題

2-5. で示した一般共働き世帯と同様に、子育て共働き世帯においても、複数制度の給付額や自己負担額、保険料の変化が同年収で生じることで可処分所得の逆転が大きくなる可能性がある。

妻年収が 0～100 万円において、夫年収 250 万円から 260 万円に高くなることで、住民税非課税世帯から住民税課税世帯になり、①保育料が発生すること(約 12 万円の差)、②国民年金保険料が全額免除から 3/4 免除になること(約 10 万円の差)などが生じる。

そのため、図表 9 では、夫年収 250 万円の世帯可処分所得と夫年収 260 万円、270 万円の世帯可処分所得が逆転している可能性があることを示す。

図表 9：子育て共働き世帯の複数制度による課題



4. おわりに

本稿は、収入や税、保険料、児童手当等の社会給付を考慮して、共働き世帯における可処分所得を算出し、可処分所得の逆転が生じていないかを検証した。

主な分析結果は、以下である。①共働き世帯(親二人<共働き>、子二人)では、児童手当の所得制限により給付額が減少することから、夫年収が 920 万円と 960 万円を境に可処分所得の逆転が生じている可能性がある。加えて、②就学援助の所得制限により給付額が減少することから、世帯年収約 442 万円を境に可処分所得の逆転が生じている。更に、③子育て共働き世帯(親二人<共働き>、子二人<2 歳児、4 歳児>)では、保育料の所得制限により自己負担額が増加することから、複数の所得制限の限度額(全部給付、一部給付、給付停止)において、可処分所得の逆転が生じている可能性がある。

また、年収によっては、複数制度の給付額や自己負担額、保険料が所得制限によって同時に変化することで、可処分所得の逆転が数十万円の規模で生じている可能性があることも解明した。

本稿の積み残した課題は、共働き世帯の可処分所得が逆転する年収「壁」がある可能性が示唆されることから、こうした「壁」が実際の家計行動に影響しているかを分析することである。また、本分析にあたり、各制度の給付額や負担額の決定にあたっては、東京 23 区など人口の多い地域等の条件を設定しているが、各地域、地方公共団体等によって条件は異なっていることから、地域間での格差などを分析することも考えられよう。

以 上

「規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート」は、内閣官房兼内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームメンバーの研究成果をとりまとめた資料です。学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図して発表しております。

レポートは、すべて著者個人の責任で執筆されており、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの見解を示すものではありません。